

第3次長与町地球温暖化対策実行計画

2018年3月

長与町

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 本実行計画策定の根拠
3. 計画の目的
4. 実行計画策定・検証の経過
5. 第3次実行計画の対象となる温室効果ガス
6. 計画の期間
7. 基準年度の設定
8. 計画の対象となる町の事務及び事業の範囲

第2章 温室効果ガス排出量の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出状況
2. 温室効果ガスの排出状況の特性
3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標
4. 温室効果ガス排出削減のための事務及び事業に関する数値目標

第3章 取り組み

1. 財（物品等）やサービスの購入に関する取り組み
2. 財（物品等）やサービスの使用に関する取り組み
3. 廃棄物に関する取り組み
4. 建築物の建築・管理等に関する取り組み

第4章 推進と点検・評価

1. 推進・点検・評価体制
2. 職員に対する情報提供等
3. 実施状況の公表
4. 推進・点検体制フロー

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は大気中の温室効果ガス(二酸化炭素等)濃度が増加し、これに伴って、太陽光や地表面から放射する熱の一部がバランスを越えて温室効果ガスに吸収されることにより、追加的に地表面の温度が上昇する現象である。

地球温暖化問題とは、人の生活や生産活動における資源やエネルギーの大量消費によって排出される温室効果ガスの増大が、過去にない急激な温度上昇を引き起こし、地球規模でその気候や生態系など地球環境に悪影響を及ぼすものであり、その予想される地球環境への影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされている。

2015年9月の国連総会において、持続可能な開発のための目標^{エスディ・イージーズ}(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全加盟国により採択され、社会、経済、そして環境に関する様々な課題を2030年に向けて統合的に解決する強い意思が共有された。その持続可能な開発のための目標^{エスディ・イージーズ}(SDGs)に定められている「目標13 気候変動に具体的な対策を」のための取り組みを本計画においても果たしていく必要がある。

また、同年12月に開催された第21回気候変動枠組み条約締約国会議^{コッパ}(COP21)で採択されたパリ協定において、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2°C未満にすること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質的にゼロにしていく方向が打ち出された。

日本では新たな目標として、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減することを表明している。この国際的な約束を果たすためには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、国・地方公共団体・事業所・個人がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが求められている。

本町においても、2000年度に「長与町地球温暖化対策実行計画(以下「1次計画」という。)」2005年度に「長与町地球温暖化対策第2次実行計画(以下「2次計画」という。)」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。

2018年度以降についても、引き続き本町の事務・事業による温室効果ガス排出量削減に取り組む。

2. 本実行計画策定の根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条により「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。」とされている。

3. 計画の目的

法第21条に基づき、本町の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための取組や総排出量の削減目標を定め、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

4. 実行計画策定・検証の経過

2000年7月に、「1次計画」を策定（基準年度：1998年度、計画期間：2000年度～2004年度）し、現状の把握と、計画期間内の集計を行ってきたが、啓発だけでは、目標である6%削減は達成できなかった。

2005年7月に、「1次計画」の反省を踏まえ、建築物自体を省エネ化する「^{エスコ}ESCO事業」の取組を視野に入れた「2次計画」（基準年度：1998年度、計画期間：2005年度～2007年度）を策定した。

2005年度より、照明の間引き、電気ポット使用禁止、節水に取り組み、また、庁舎の「省エネ診断」を行い、省エネ可能の診断結果により、2006年度に、「^{エスコ}ESCO事業」を行うために、「長与町地域省エネルギービジョン」（重点テーマ）を^{ネド}NEDO（※1）の補助により策定し、2008年度に、庁舎、町民体育館、高田中学校、長与南小学校の4施設を対象に「^{エスコ}ESCO事業」（※2）を行い、「省エネ化」を図った。

その結果、2012年度においては、温室効果ガス総排出量の約9.2%（^{エスコ}ESCO事業が占める割合は、約3.2%）の削減に成功した。

約9.2%の削減結果は、「第1次計画」、「第2次計画」とも基準年度を1998年度としており、その後新たに取得した建物は、対象外として算出している。

※1 ^{ネド}「NEDO」：独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

※2 ^{エスコ}「ESCO事業」：民間の省エネに関する「ノウハウ」を活用して省エネを行い、その削減された光熱水費で初期投資を賄う事業。

補助対象施設は庁舎のみで、^{ネド}NEDOにより「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 建築物にかかるもの」の補助を受けた。

5. 第3次実行計画の対象となる温室効果ガス

法第2条第3項において規定されている次の物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

6. 計画の期間

2018年度～2022年度までの5年間とする。

7. 基準年度の設定

1次、2次計画と同様、1998年度を基準年度とする。ただし、1次計画策定後取得した建物等については、基準年度からあったものとみなし、2次計画での基準値に上乘せしたもの（以下「再計算後の数値」という。）を3次計画の排出量とする。

また、排出係数及び温暖化係数については、法施行令の改正とともに見直すものとする。

基準年度（1998年度）の排出量 (kg-CO₂)

1次計画時での温室効果ガス総排出量	4,041,121
2次計画時での温室効果ガス総排出量	4,003,963
3次計画での基準値	6,120,990

コピー用紙使用量及び水道使用量については、1次、2次計画と同様、直接温室効果ガス総排出量の対象となるものではないが、その削減が間接的に環境への配慮につながることから、削減の対象とし、2016年度を基準とする。

8. 計画の対象となる町の事務及び事業の範囲

対象範囲は、町部局等（庁舎に係るもの全て）、水道局施設、教育委員会施設に係る事務及び事業とし、公用車や街路灯等も算定対象とする。ただし、施設管理を外部へ委託している施設や、施設を共有している等の施設は、除外する。

第2章 温室効果ガス排出量の排出状況及び削減目標

1. 基準年度（1998年度）及び2016年度の温室効果ガス排出状況

(1)燃料使用量等は、次のとおりである。(1次計画策定後に取得した建物等は除く。)

①全体

項 目		1998年度	2016年度	増減
燃料関係	ガソリン (㍑)	26,895	19,055	△7,840
	灯油 (㍑)	30,229	17,817	△12,412
	軽油 (㍑)	4,067	15,422	11,355
	A重油 (㍑)	113,060	30,810	△82,250
	L P G (m ³)	12,707	9,377	△3,330
	都市ガス (m ³) (石油系ガス)	161,544	0	△161,544
	都市ガス (m ³) (液化天然ガス)	0	52,260	52,260
電気使用量 (k w h)	8,330,647	8,792,670	462,023	
下水終末処理量 (t)	3,403,463	4,431,694	1,028,231	

②部署別

項 目		町部局		水道局		教育委員会	
		1998年度	2016年度	1998年度	2016年度	1998年度	2016年度
燃料関係	ガソリン (㍑)	19,270	15,688	7,626	3,005	0	363
	灯油 (㍑)	0	0	146	0	30,083	17,817
	軽油 (㍑)	3,553	15,171	515	233	0	18
	A重油 (㍑)	4,180	0	19,900	0	88,980	30,810
	L P G (m ³)	0	1,257	725	86	11,982	8,034
	都市ガス (m ³) (石油系ガス)	98,976	0	0	0	62,568	0
	都市ガス (m ³) (液化天然ガス)	0	13,532	0	0	0	38,728
電気使用量 (k w h)	632,164	761,038	5,849,199	6,308,000	1,849,284	1,723,632	
下水終末処理量 (t)	0	0	3,403,463	4,431,694	0	0	

(2) 温室効果ガス排出量は、次のとおりである。

単位 排出量：t-CO2 寄与率：%

温室効果ガスの種類	1998年度			2016年度		
	排出量	再計算後の排出量	寄与率	排出量	再計算後の排出量	寄与率
二酸化炭素	3,938.7	5,827.5	95.2	3,670.4	5,559.2	94.7
メタン	63.0	79.4	1.3	82.0	98.4	1.7
一酸化二窒素	1.8	213.7	3.5	2.3	214.2	3.6
ハイドロフルオロカーボン類	0.5	0.3	0.0	1.1	0.9	0.0
計	4,004.0	6,121.0	100.0	3,755.7	5,872.8	100.0

四捨五入による表記のため、計と一致しない場合もある。

2. 温室効果ガスの排出状況の特性

各温室効果ガスの排出量を総排出量に対する構成率（%）で見ると、二酸化炭素が約 95% とそのほとんどを占め、他の温室効果ガスの寄与率は非常に小さい。この傾向は、毎年度変化はない。そのため、二酸化炭素を排出する、電気使用量、エネルギー供給設備（冷暖房設備）等燃料等使用量、ガソリン・軽油使用量を削減することで温室効果ガス総排出量を削減するものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量等に関する目標

次のとおり 2022 年度の温室効果ガス総排出量を基準年度から 8%削減する。総排出量を 8%削減するために下記のとおり目標を設定する。

単位：t-CO2

項目	基準年度 (1998年度)	削減目標		目標年度 (2022年度)	内容
	再計算後の 排出量	削減率	削減量	排出量	
電気使用量の削減 (t-CO2)	4,852.5	1%	48.5	4,804.0	電気使用量を基準年度から 1%以上削減する。
エネルギー供給設備（冷暖房設備）等燃料使用量の削減 (t-CO2)	836.5	55%	460.1	376.4	冷暖房設備等に使用する燃料使用量を基準年度から 55%以上削減する。
ガソリン・軽油使用量の削減 (t-CO2)	138.4	1%	1.4	137.0	公用車燃料使用量を基準年度から 1%以上削減する。
その他	293.4	—	—	293.4	寄与率が低いため基準年度より増加しない。
総排出量	6,121.0	8%	489.7	5,631.3	総排出量 8%削減する。

4. コピー用紙及び水道使用量に関する数値目標

次の項目について、2022年度における数値目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

項目	基準年度 (2016年度)		削減目標		目標年度 (2022年度)
		排出量	削減率	削減量	排出量
コピー用紙使用量の削減 (コピー用紙再生紙) (枚)	A3	145,500	5%	7,275	138,225
	A4	3,112,500	5%	155,625	2,956,875
	B4	15,000	5%	750	14,250
水道使用量の削減 (m ³)		70,970.0	5%	3,548.5	67,421.5

コピー用紙使用量については契約管財課購入分のみを数値目標とするが、それ以外についても第3章であげる取り組みを実行するものとする。

第3章 取り組み

取り組みに当たっては、第2次計画を引き継ぐこととする。

各々の期間における業務の特性、機器等の整備状況等を勘案しつつ、職員一人ひとりが率先し徹底した、自主的かつ積極的な取り組みを推進する。

1. 財（物品等）やサービスの購入に関する取り組み

(1) 用紙類の購入に関する取り組み

- ①コピー用紙、フォーム用紙等印刷用紙等や印刷物を発注する際は、環境負荷が少ない再生紙を購入する。
- ②トイレットペーパーは、古紙配合率100%のものを購入する。
- ③上質紙の購入は必要最小限に努め、再生紙への転換を推進する。

(2) 電気製品の購入に関する取り組み

- ①電気製品は、エネルギー消費効率の高い製品を購入する。特にOA機器5品目（コンピューター、モニター、プリンタ、ファクシミリ、コピー機）は国際エネルギースターマークが表示されている製品及び国の推奨リストに記載されている製品を購入する。なお、リースについても同様とする。
- ②コピー機、プリンタは、両面・縮小プリントが可能なデジタル複合機を優先的に選択する。
- ③照明器具及び家電製品は、省エネルギー型の製品を採用する。

(3) 公用車の購入に関する取り組み

公用車は、特殊な事情がある場合を除き、低公害車、低燃費車を購入（リース）する。

(4) 文具・事務用品等の購入に関する取り組み

- ①文具・事務用品は、原則として再生品とし、環境配慮型の製品（エコマーク商品や、グリーンマーク商品等）を優先的に購入する。
- ②詰替・交換式の製品を採用する。

(5) 容器包装材の購入に関する取り組み

- ①過剰包装を避け、簡易包装された製品を選択・購入する。
- ②リターナブル容器で販売されている製品、詰替可能な洗剤や文具等の購入に努める。

(6) その他

- ①使い捨て製品を避け、再利用可能な製品を優先して購入する。
- ②買い物時には、レジ袋や過剰包装を断るとともに、努めてマイバックを携行する。
- ③紙皿、紙コップ、割り箸等をはじめとする使い捨て製品の購入を極力控える。

2. 財（物品等）やサービスの使用に関する取り組み

(1) 用紙類の使用に関する取り組み

- ①両面印刷・両面コピーを原則とし、用紙使用量を抑制する。
- ②コピー機器使用後は、必ずリセットボタンを押し、用紙使用量を抑制する。
- ③不要文書・ミスコピー用紙の回収箱を設置し、裏面を利用してプリンタやコピーの用紙として再利用するほか、簡易な回覧、新聞切り抜きの台紙やメモ用紙等に再利用する。
- ④会議資料は簡素化と共有化を図り、ページ数や部数を必要最小限とし、用紙使用量を抑制する。
- ⑤各種資料は共有化を図り、個人所有の資料をなくすよう努める。
- ⑥ファクシミリは、送信表を廃止し、本文余白を利用する。
- ⑦使用済み封筒は、通送用の封筒、資料袋、回覧袋等に再利用する。
- ⑧庁内 LAN などを活用し、印刷する数の節約に努める。

(2) 電気の使用に関する取り組み

- ①昼休み中業務に支障のない範囲で消灯する。また、執務中においても晴天時の窓際等支障のない範囲で消灯する。
- ②廊下、階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ③会議室、更衣室、トイレや湯沸室等断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度、点灯する。
- ④照明器具に反射板等を取り付け、必要な照度を確保しながら、蛍光灯本数の削減や調光機器による電気使用量の抑制に努める。
- ⑤執務室の照明器具は、状況に応じた適切な管理を行うため、個々に点消灯できるようにする。
- ⑥退庁時電灯の消し忘れやパソコンのシャットダウンを確実にを行う。
- ⑦パソコンのモニターオフ（1分）、スリープモード（10分）化する。
- ⑧パソコンの照度を抑える。
- ⑨エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用する。
- ⑩マイボトルを持参し、電気ポットは引き続き使用禁止とする。コーヒーメーカー等の使用を極力控える。
- ⑪自動販売機等の設置者に、省エネルギー型の機器への転換を働きかける。
- ⑫室内灯や街灯など LED などの消費電力の少ない物への更新に努める。

(3) 燃料の使用に関する取り組み

- ①ガスコンロの使用を控え、使用する場合は確実な止栓、沸かし過ぎの防止、炎（ガス量）の調整などガスコンロや湯沸器を効率的に使用する。
- ②冷暖房温度は、冷房時 28℃、暖房時 19℃程度を目安に、適切な空調管理に努めるとともに、ウォームビズ、クールビズにて服装の工夫に努める。
- ③冷暖房効率を高めるため、カーテン、ブラインドを活用する。
- ④冷暖房設備については、今後、セパレート型を採用し、必要な部分のみ運転できる

ようにする。

(4) 自動車の使用に関する取り組み

- ①急発進、空ぶかしの抑制を行い、法定速度を遵守し、エコドライブを実践する。
- ②荷物の積み卸し、人待ち、待機時はエンジンを停止する。(アイドリングストップ運動)。
- ③公用車の利用の抑制に努め、積極的に徒歩、公共交通機関を利用する。
- ④公用車を利用する場合でも、相乗りにより効率的な利用を図る。
- ⑤会議や説明会の開催通知などでは、可能な限り来庁者に対し、マイカーの利用を抑制し、公共交通機関を利用するように呼びかける。

(5) 水の使用に関する取り組み

トイレ・給湯室等において日常的な節水に努める。

(6) 文具・事務用品の利用に関する取り組み

- ①文具・事務用品類は大切に使用し、修繕、詰替などにより長期使用に努める。
- ②フラットファイル等のファイリング用品は、再利用する。
- ③リボンカートリッジ、トナーカートリッジ等の複数回使用を励行する。

(7) その他

紙皿、紙コップ、割り箸等をはじめとする使い捨て製品の使用の抑制を図る。

3. 廃棄物に関する取り組み

(1) 廃棄物の減量に関する取り組み

- ①片面使用済みのコピー用紙、印刷用紙は、裏面を再利用し、無駄なごみを抑制する。
- ②学校給食等、調理場においては、残飯を減量化する献立メニューなどにより適正な管理、指導を行い、生ごみの発生量の抑制に努める。

(2) 資源化・リサイクルに関する取り組み

- ①紙ごみは、コピー用紙の箱や古い段ボールを活用するなどして、分別回収ボックス(事務用紙、新聞紙、段ボール、雑誌など)を設け、分別回収を徹底し、その資源化を図る。
- ②資源化物の分別を徹底する。

(3) その他

- ①廃棄物の減量化及び分別を徹底し、その資源化を図り、廃棄物の焼却量や埋立量を少なくする。
- ②フロンや代替フロンを利用しているカーエアコンや冷蔵庫、空調機器等の廃棄を行う場合には適正に回収、処理する。
- ③OA機器、家電製品や公用車等を処分する場合は、引き取り業者への指導等を通じ、適正処理を徹底する。

4. 建築物の建築・管理等に関する取り組み

(1) 設計・施工段階

- ①再生資材や建設副産物の有効利用を一層進める。
- ②環境負荷の少ない型枠の利用を進める。
- ③建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電等自然エネルギーの活用やコージェネレーション（熱電併給）システム、夜間電力を利用した蓄熱設備等の導入に努める。
- ④省エネルギー型の照明機器の設置、空調機器の運転制御、窓側電灯配線のライン化など、エリアに配慮したスイッチ回路の採用に努め、建築物の断熱性向上・省エネルギーについて検討する。
- ⑤施設の建築に当たっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮する。
- ⑥雨水の利用、排水・下水処理水の再利用等、水利用の合理化について検討する。
- ⑦給水装置の端末には、節水に有効な器具を設置する。
- ⑧必要に応じ、透水性舗装や浸透マスを設置し、雨水の地下浸透と涵養を図る。
- ⑨燃料設備においては、温室効果ガス排出のより少ない設備の導入に努める。
- ⑩事業の発注に際し、受注者に対し環境への負荷の低減を要請する。

(2) 管理段階

- ①フロン等冷媒使用機器の適正な管理を行い、漏洩防止に努める。
- ②廃棄物等の排出の削減や適正な処理が図られるような設備の維持管理に努める。

(3) 緑化等の推進

- ①町有施設等の計画的な緑化の推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
- ②農薬や化学肥料の使用量の適正化を行う。

(4) 廃棄物の減量に関する取組

- ①フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄を行う場合は、適正に処理する。
- ②ハロン消火設備の更新、廃止に当たっては、ハロンを適切に回収する。
- ③コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用し再利用を図る。
- ④建設副産物の発生を抑制する。

第4章 推進と点検・評価

1. 推進・点検・評価体制

- (1) 全機関が主体的に取り組むことを原則とする。
- (2) 実行計画の実効性を確保するため、町長を本部長、各部局長を推進責任者とする「実行計画推進本部」を設置する。推進責任者は、部局における計画推進の統括を行う。
- (3) 取り組み状況の推進本部への報告は、住民福祉部・住民環境課の推進責任者が行う。
- (4) 実行計画の推進を円滑に行うため、住民福祉部・住民環境課長を代表幹事、各課長を幹事とする「実行計画推進幹事会」を設置し、幹事は主管課において実行計画の主旨・内容を個々の職員に対し周知徹底させ、実行計画を率先して推進するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、年度毎に報告を行う。
- (5) 施設単位での取り組みが必要な項目については、施設管理課がその調整を行い、実行計画を推進する。
- (6) 各課に実行計画推進委員をおく。推進委員は各課幹事が指名する係長相当職とし、幹事とともに実行計画の周知徹底を図り、所管課における取り組み状況を把握する。
- (7) 住民福祉部・住民環境課を事務局とし、実行計画推進委員で構成される「実行計画推進委員会」を設置する。推進委員会は、毎年、実行計画の取り組み状況の把握・点検及び問題点の検討を行い、定期的に評価・見直し等を行い継続的な向上を図るとともに推進本部への報告書を作成する。なお、各推進委員は自らの課室・事務所等の取り組み状況を自主的に確認し、推進を図る。

2. 職員に対する情報提供等

職員一人ひとりの実践と組織的な連携が必要なため、推進本部を中心に職員に対して地球温暖化防止に関する情報を提供し、意識の啓発を行う。

3. 実施状況の公表

推進本部は、実行計画の進捗状況及び点検に関する報告を受け、その結果を公表する。

4. 推進・点検体制フロー

